

令和 8 年度事業計画

【展望・重点事業】

昨年 3 月、当会会員による前例を見ない不祥事が発覚いたしました。

当会としては、再び同様の事態を招くことのないよう、本年度を再出発の第一歩と位置づけ、不祥事防止策として本件の背景事情を含めた発生原因の検証など、会員とともにできることをできることから始めて、不断の改革と研鑽の歩みを続けてまいることが強く決意いたしました。

1. 信頼の回復に向けて

(1) 研修単位取得指導の強化

今回の不祥事により、150余年にわたり先達が築き上げてきた司法書士および司法書士制度に対する社会の信頼が大きく損なわれたことは否定できません。私たちは、市民の皆様から寄せられる信頼に応え続ける専門職として、より一層の法令遵守と高度な職業倫理の保持に努めていく必要があります。

これまで当会において重大な不祥事が少なかった背景には、コロナ禍以前に実施されていた集合型研修などを通じ、会員同士が直接に交流し、気軽に意見交換できる環境が機能していた面があると考えられます。

倫理 2 単位を含む年間12単位以上の取得は、すべての会員に課された義務です。また、年次制研修は該当者にとって必ず履修すべきものであり、「司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」（司法書士法第 2 条）との法の要請を体現するための基盤です。

市民からの信頼を回復・維持するためにも、研修への積極的な参加を強くお願いするとともに、義務単位未達成者に対する指導の徹底を図ってまいります。

(2) 公益的活動の積極的展開

不祥事によって損なわれた司法書士・司法書士制度への信頼回復のためには、公益的活動の一層の充実が不可欠です。

相談活動、法教育などを積極的に展開し、市民に寄り添う法律専門職としての姿勢を広く示し、地域社会における司法書士の役割を改めて深く浸透していくよう活動してまいります。

2. 市民生活に多大な影響を与える法制度の新設・改正への対応

相続登記義務化 3 年目（猶予期間最終年）、住所等変更登記の義務化の開始、民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）、民事訴訟法改正（民事訴訟のデジタル化（IT 化））など、私たちの業務のみならず、市民生活に多大な影響を与える法制度の新設・改正について、市民からのニーズに

対応するため、通知や研修を通じて法令及びその背景事情等を含めて習得し、対応していただきたいと考えています。

3. 会館の維持管理、会員数の減少等を踏まえた適正会費の検討

現在、連合会において会費改定の検討が進められています。少子高齢化による人口減少に伴って、司法書士有資格者、当会の会員数も減少・縮小していくことが予想されます。

限られた財源で、必要な事業を実施し、会館維持管理費を含む必要経費をいかに公平に負担すべきか、また適切な予算規模がどの程度なのか、ゼロベースで再検討する段階に来ていると私は考えています。

このため、現在の「会館維持等検討PT」を発展的に改組し、単位会の規模に見合った業務執行体制と予算規模を確保するための「適正会費検討委員会(仮称)」を設置し、より広範かつ本質的な検討を行うことを検討しています。

4. 長野県司法書士会史（平成編）の編纂

当会の会史は平成7年の刊行以降、更新がなされておられません。司法書士制度の発展や後進育成に尽力された先達が相次いで退会されている今こそ、当会の歩みを正確に記録し、後世に伝える資料を編纂する必要があると考えています。

資料等が散逸してしまう前に、当会会史の「平成編」編纂事業を本年度に着手したいと考えております。

以前より繰り返し申し上げておりますが、会務の執行は役職者のみで完結するものではなく、会員各位および支部の皆様のご理解とご協力があつてこそ、限られた人材・予算を最大限に活用して遂行することができます。皆様には、引き続きのご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

【各部の事業】

＜総務部＞

1 会員の職能倫理の向上のための適正な会員指導の実施

- (1) 会員に対する注意喚起及び情報提供
- (2) 苦情事例集の改訂
- (3) 職務上等請求書の使用状況の報告事項（管理台帳写し）の確認

2 コンプライアンス推進体制の整備

3 危機管理体制の整備

- (1) 事業継続計画（BCP）の精査・検証
- (2) 防災備品等の準備
- (3) 安否確認システムの改善等

- 4 執行部及び事務局の機能及び運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進
- 5 関連団体との司法書士制度を取り巻く最新情報の交換及び課題等の検討
- 6 他会、隣接職能団体、関係機関等との情報交換及び連携
 - (1) 士業三者（司法書士・弁護士・税理士）懇談会の開催
 - (2) 他会との交流会の開催
 - (3) 法務局・司法書士会・土地家屋調査士会連絡会の開催
- 7 会報「信濃」の企画・発行
- 8 広報活動の充実
 - (1) 制度広報の検討及び実施
 - (2) 会員数の増加に向けた取組の実施
 - (3) 事業広報の強化・拡大
- 9 長野県司法書士会史（平成編）の編纂
- 10 関東ブロック司法書士会協議会総会の運営

＜＜ 経理部 ＞＞

- 1 健全財政を維持するための効率的運営方法の検討
 - (1) 長期的な見地からの財政基盤の安定に向けた継続検討
 - (2) 予算執行に関する管理

＜＜ 業務部 ＞＞

- 1 登記業務対策事業
 - (1) 相続登記及び住所変更登記の受託促進
 - (2) 商業及び法人登記の受託促進
 - (3) オンライン登記申請の推進
 - (4) 権利登記研究委員会の開催
 - (5) 講師派遣事業
 - (6) 登記関係法令の改正への対応
 - (7) その他
- 2 司法書士法の規定に違反する事実の有無についての実態調査等
 - (1) 法務局が実施する実態調査への協力
 - (2) 会員等からの情報提供に基づく事案への対応
- 3 裁判業務推進事業
 - (1) 簡裁訴訟代理関係業務の推進
 - (2) 本人訴訟支援業務の受託推進
 - (3) 家事事件の受託推進
 - (4) 民事法律扶助の推進
 - (5) 本人訴訟・少額裁判支援センターの運営
 - (6) 裁判手続きの I T 化に関する研究及び情報提供等
 - (7) 各種助成事業

- (8) 講師派遣事業
- (9) その他

《社会事業部》

1 社会問題への積極的な対応

- (1) 長野県等が主催する会議等への参加と事業への協力及び会員への情報提供
- (2) 養育費問題への取り組み
- (3) 生活困窮者支援事業の実施
- (4) 年末困りごと相談会の開催
- (5) 自死問題への対応
- (6) 多重債務・特殊詐欺・悪質商法被害等の消費者問題への対応
- (7) 社会問題への対処法等の検討

2 市民への法教育の提供

- (1) 高校生・大学生・短大生対象の消費者教育、労働教育等の実施
- (2) 法教育に関する研究
- (3) 他機関・他団体主催の研修会、講演会等に対する講師の派遣

3 空き家問題等への積極的取組

- (1) 空き家問題に関するセミナーへの講師派遣
- (2) 空き家問題に関する相談会への講師派遣
- (3) 他団体の実施する空き家対策会議・研修への派遣・情報共有
- (4) 国庫帰属等の研究・研修会の実施
- (5) 会員向け研修会の実施

《研修部》

1 会員研修会の開催

- (1) 司法書士業務を行うための基礎的素養及び一定の能力を身に付けるための研修会の開催

なお、日時及び場所について、現在の予定は下記のとおりである（後日変更の可能性あり）。

- 第1回 令和8年7月11日（土）10:30～16:45 於松本
- 第2回 令和8年9月12日（土）13:00～16:45 於長野
- 第3回 令和8年11月14日（土）11:00～16:45 於松本
- 第4回 令和9年2月13日（土）13:00～16:45 於長野

2 年次制研修会（日司連、関ブロ研修会）の実施

- (1) 日司連及び関ブロの主催する年次制研修会の実施

3 日司連新人研修実施要領による新規登録者等研修会の実施

- (1) 集合研修の実施及び運営
- (2) 配属研修の実施
- (3) フォローアップ研修の実施

4 特定分野・業務等研修会の開催

- (1) 複雑、多様化する市民のニーズに応えるための幅広い知識や高度な専門性を培う研修会の開催
- (2) 業務推進や法令の改正等時宜に応じた研修会の開催
- (3) 簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判所等提出書類作成業務等一定の能力を身に付けて業務実践を推進していくための研修会の開催
- (4) 相続財産・不在者財産管理人名簿登載、管理不全土地・建物管理人等名簿登載のための研修会の開催

5 支部研修会への支援

- (1) 支部研修における必要開催単位数の依頼及び情報提供
- (2) 支部研修会への講師派遣
- (3) 本会研修会・日司連・関ブロ研修会等のDVD等による研修の斡旋

6 単位の認定・管理

- (1) 所定単位達成のための研修の実施と研修情報の提供
- (2) 日司連研修オンデマンド（研修ライブラリ・eラーニング）等の研修情報の提供
- (3) 単位取得状況を向上させるための施策の検討と対応
- (4) 単位未達成者への対応強化他

7 日司連・関ブロ研修への対応

- (1) 司法書士中央研修所、関ブロ研修委員の派遣並びに協力及び情報収集
- (2) 司法書士特別研修等への運営協力

8 研修体制等の検証・検討

- (1) 研修内容、研修体制の検証・検討

＜＜ 相談事業部 ＞＞

1 相談事業の運営

- (1) 司法書士総合相談センターの運営
- (2) 各種相談事業の実施
- (3) 相続登記相談センターの運営

2 他団体との連携による法的サービスの拡充

- (1) 他団体主催の相談会への相談員の派遣
- (2) 長野県災害支援活動士業連絡会担当者会議等への参画
- (3) 司法支援センター（法テラス）地方事務所との連携
- (4) 行政機関の相談担当者との意見交換会の開催
- (5) 天災等による特別相談会への対応

3 司法書士調停センターの運営

- (1) 調停の実施
- (2) 調停センターの対外的広報活動の実施

- (3) 手続実施者の養成と拡大のための研修会
- (4) トレーニング等の実施又は派遣
- (5) 手続実施者名簿の更新及び管理
- (6) 会員向け（対内的）啓発活動の実施
- (7) 調停センターの運営の在り方の検討
- (8) 関東ブロック司法書士会協議会 A D R 委員会への参加